

# 審議会等委員公募制活用ガイドライン

平成12年 9月20日制定  
平成23年 4月20日一部改正  
平成24年 5月11日一部改正  
平成25年11月20日一部改正

## 1 公募制導入の趣旨

審議会等の委員の選任に当たっては、以下の見地から極力公募制の導入活用に努めるものとする。

- ① 政策決定過程へ広く県民参画を促進するとともに、県民の主体的参加による審議会等の活性化を図る。
- ② 広く人材を発掘し、同一委員の重複就任を回避する。
- ③ 女性登用を促進する。

## 2 公募制導入対象審議会等

公募制を導入すべき審議会等は、選任しようとする委員が高度の専門性を求められ、県内において人材が明らかに限定される場合又は公募しても応募が見込まれない理由が明白な場合等、選任しようとする委員の性質上公募になじまないと認められる審議会等以外の全ての審議会等とする。

なお、公募制導入が困難な審議会等については、その事情、理由を明らかにしておくとともに、当該審議事項にかかる「モニター委員」などの設置により、広く県民の意向を反映する方策について検討するものとする。

## 3 公募制導入の手順、手続き等

### ① 公募制導入の条件整備

公募制を導入するに当たっては、あらかじめ各審議会等の設置要綱等を改正し、公募制の導入及び公募枠等について明記しておくか又は審議会等に諮って事前に了解を得ておくことが望ましい。

### ② 公募枠

公募委員数は、当該審議会等の審議事項、専門性等を考慮し決定されることになるが、公募制導入の趣旨が確保される妥当な範囲とする。なお、公募制の導入によって安易に委員定数の増加につながらないように配慮する必要がある。

③ 応募資格

審議会等の審議項目によっては、一定の職務経験を有する者、特定の技能資格を有する者、論文の提出など、一定の応募資格等を付与する方法がある。

④ 選任方法

審議会等を所管する部局において、次により選任する。

- ・資格審査を要しない公募 …… 通常は抽選による
- ・資格審査を要する公募 …… 審査結果による(必要に応じて抽選を組合せる)

なお、資格審査については、審査機関、審査方法等を内容とした審査基準を定め、適正・的確に行う必要がある。

また、公募による委員が複数の県の審議会等の委員として重複就任することは、公募制導入の趣旨から望ましくない。

## 4 共同公募の実施

広く県民の県政参加の意欲を喚起し、選任手続きの事務の軽減・効率化を図る観点から、募集事務については次により共同公募を行う。

① 実施機関

審議会等を所管する部局の申し出に基づき、総務部総務課が実施する。

② 実施時期

就任時期を勘案し年2回実施する。

- ・当該年度の下期に就任を予定する審議会等 …… 7月中旬～8月中旬
- ・次年度の上期に就任を予定する審議会等 …… 1月中旬～2月中旬

③ 共同募集事項

募集審議会等の名称、設置目的、審議事項、年間開催予定回数、応募条件

- ・資格、選定期限、選定方法を県政だよりやマスメディアを活用し広くPRする。

④ その他

募集期間等の制約上、共同公募することが困難な審議会等については、所管部局で上記③の手続き等により実施すること。